

平成19年台風第4号・5号による水産被害等への対応に関する意見書

本県におきまして平成19年7月14日及び8月2日に相次いで来襲した台風第4号・5号等により、養殖魚の死亡などの水産関係の被害が発生し、その被害額は、約15億円にのぼっている。

具体的には、過去に経験したことのない大量の流木が漁場に漂流し、波浪も相まって、いけすの破損や養殖魚の死亡などの被害が発生し養殖経営の維持が困難な状況となっている。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 台風災害等により海面に漂流している漂流物及び海岸に漂着している流木等の除去について、関係省庁との連携により支援措置の適用可能性やその充実を図ること。
- 2 漁業共済制度の充実等、流木等によって発生した養殖被害等に対する特段の被害救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
農林水産大臣	若	林	正	俊	様
国土交通大臣	冬	柴	鐵	三	様
環境大臣	鴨	下	一	郎	様